

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)が一部改正され、手数料の標準額の一部が改定されたことを踏まえ、手数料の額を改定するとともに、薬事法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 児童福祉法に基づく事務手数料について、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとします。【第2条関係】
- (2) 職業能力開発促進法に基づく事務手数料ほか1件の手数料の額を改定することとします。【別表第57、別表65関係】
- (3) 薬事法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。【別表第53関係】

- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。ただし、2(3)は、平成26年6月12日から施行することとします。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新								
<p>第1条 省略</p> <p>(使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) および (2) 省略</p> <p>(3) 児童福祉法に基づく事務手数料</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料 1件につき 12,700円</p> <p>児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 4,200円</p> <p>児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付の手数料 1件につき 1,600円</p> <p>児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付の手数料 1件につき 1,100円</p> <p>(4) ~ (86) 省略</p> <p>第3条~別表第52 省略</p> <p>別表第53</p> <p>薬事法に基づく事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1) 省略		<p>第1条 省略</p> <p>(使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) および (2) 省略</p> <p>(3) 児童福祉法に基づく事務手数料</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料 1件につき 12,700円</p> <p>児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 4,200円</p> <p>児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付の手数料 1件につき 1,600円</p> <p>児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付の手数料 1件につき 1,100円</p> <p><u>児童福祉法施行令第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の手数料 1件につき 2,400円</u></p> <p>(4) ~ (86) 省略</p> <p>第3条~別表第52 省略</p> <p>別表第53</p> <p>薬事法に基づく事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1) 省略	
区分	金額								
(1) 省略									
区分	金額								
(1) 省略									

(2) 法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査の手数料	10,500円
(3)～(8) 省略	
(5) 削除	
(8)の2 法第36条の4第1項の規定に基づく試験の手数料	14,000円
(8)の3 法第36条の4第2項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料	7,500円
(8)の4 法第36条の4第2項の規定に基づく登録に係る登録証の書換え交付の手数料	2,100円
(8)の5 法第36条の4第2項の規定に基づく登録に係る登録証の再交付の手数料	3,000円
(9)以下 省略	

別表第54～別表第56 省略

別表第57

職業能力開発促進法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(3) 省略	
(4) 職業能力開発促進法施行令第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の手数料 ア 実技試験	
(ア) 特級に係るもの	同 16,500
(イ) 1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級および単一等級に係るもの	
a 機械検査	同 13,700
b 婦人子供服製造	同 13,700

(2) 法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査の手数料	10,500円
(3)～(8) 省略	
(5) 削除	
(8)の2 法第36条の8第1項の規定に基づく試験の手数料	14,000円
(8)の3 法第36条の8第2項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料	7,500円
(8)の4 法第36条の8第2項の規定に基づく登録に係る登録証の書換え交付の手数料	2,100円
(8)の5 法第36条の8第2項の規定に基づく登録に係る登録証の再交付の手数料	3,000円
(9)以下 省略	

別表第54～別表第56 省略

別表第57

職業能力開発促進法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(3) 省略	
(4) 職業能力開発促進法施行令第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の手数料 ア 実技試験	
(ア) 特級に係るもの	同 17,900
(イ) 1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級および単一等級に係るもの	
a 機械検査	同 14,900
b 婦人子供服製造	同 14,900

c 和裁	同	<u>12,100</u>
d テクニカルイラストレーション	同	<u>12,100</u>
e 機械・プラント製図	同	<u>12,100</u>
f 電気製図	同	<u>12,100</u>
g その他の職種	同	<u>16,500</u>
イ 学科試験	同	3,100
(5) 省略		

別表第58～別表第64 省略

別表第65

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)および(2) 省略	
(3) 法第51条第1項の規定に基づく狩猟免許 の更新の申請に対する審査の手数料	同 <u>2,800</u>
(4)以下 省略	

以下 省略

c 和裁	同	<u>13,100</u>
d テクニカルイラストレーション	同	<u>13,100</u>
e 機械・プラント製図	同	<u>13,100</u>
f 電気製図	同	<u>13,100</u>
g その他の職種	同	<u>17,900</u>
イ 学科試験	同	3,100
(5) 省略		

別表第58～別表第64 省略

別表第65

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)および(2) 省略	
(3) 法第51条第1項の規定に基づく狩猟免許 の更新の申請に対する審査の手数料	同 <u>2,900</u>
(4)以下 省略	

以下 省略